

福井ジュニアサイクルクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称および所属)

本会は福井ジュニアサイクルクラブ (以下クラブ) と称し、福井県自転車競技連盟に所属する。
(福井県自転車競技連盟 所在地: 福井県坂井市坂井町宮領57-5 福井県立坂井高等学校内)

第2条 (目的)

本クラブは自転車競技を中心としたスポーツ活動を通じ、青少年の心身を健全に育成するとともに、自転車競技の普及ならびに福井県の自転車競技力向上を図ることを目的とする。

第3条 (活動)

本クラブは前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 月4~8回程度のトレーニングとし、活動期間は4月~11月とする。12~3月は天候や積雪の状況によって活動を実施。
(補足) 原則、毎週土日実施。ただし月によっては競輪開催日 (競輪場使用可能日)、競輪選手会 (プロ選手) やアマチュア団体による行事や施設使用日が異なるので、それに伴いトレーニング実施回数も月によって変動する。
- 2 県内外大会・合宿 (中学生のみ) への参加
- 3 他クラブ、団体、個人との交流活動、奉仕活動
- 4 小・中・高の連携した一貫指導

第2章 会員

第4条 (構成と役割)

- 1 本クラブは参加を希望する小 (高学年) ・中・高のクラブ員、指導者 (若干名) で構成する。
- 2 参加する者およびその保護者はそれぞれの役割を分担し、クラブ運営に協力する。

第5条 (加入、退会及び会費)

- 1 本クラブの会員募集と加入は随時行う。
より安全に活動するための加入条件として、週1回以上の継続した参加が可能であること。
- 2 本クラブへの加入希望者は福井県自転車競技連盟に申し込む。
- 3 クラブ員は別に定める会費を納入しなければならない。

(1) 個人会員

○入会金 1,000円/年 (保険料含む)

○月会費

① シーズン期 (4~11月※天候により異なる)

・中学生 2,000円/月 (500円/回)

・小学生 1,500円/月 (400円/回)

② オフシーズン期 (12~2月※天候により異なる) 中学生のみ参加可能。(小学生希望の場合は要相談)

・中学生 (小学生) 1,000円/月

○月会費は翌月に集金する。

- 会費の用途は保険料、消耗品購入などクラブ活動維持管理に必要なものに充てる。
- 大会・合宿、その他イベント参加時は別途徴収する。

- 4 会員は福井県自転車競技連盟に申し出て任意に退会することができる。
(※注意：退会する前の月までに申し出をすること)
- 5 クラブ員もしくはクラブ員の家庭が本規約の各条項を遵守しない場合は、指導責任者または福井県自転車競技連盟の判断をもって退会させることができる。

第6条（遵守事項）

- 1 礼儀と規律、スポーツマンシップ。
- 2 福井県自転車競技連盟の活動への協力。
- 3 県外大会参加時の所属を福井ジュニアサイクルクラブとすること。
- 4 指導方法ならびに運営方法に関する誹謗中傷を行わないこと。
- 5 健康など医学的状況変化の報告。

第7条（事故の責任）

- 1 会員は本クラブの活動に際しては施設の管理責任者ならびに指導者の指導に従い、安全に留意して活動しなければならない。
- 2 指導者はクラブ員の安全に配慮し活動する責任と義務を負う。
- 3 クラブ員が明らかな不注意や指示違反等で器物を損壊した場合には当事者が弁済する。
- 4 本クラブの活動中のクラブ員の事故やけがについてはその責任をすべて保護者に帰す。
- 5 クラブ員と指導者は全員が財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入しなければならない。未加入者の活動の事故においては、本クラブは一切の責任を負わない。

第3章 細則

第8条（規約の改正）

- 1 本規約は福井県自転車競技連盟の決議によって随時改正することができる。

附則

- 1 本規定は令和3年7月20日より施行する。
- 2 令和4年2月
追記 第5条（加入、退会及び会費）
「より安全に活動するための加入条件として、週1回以上の継続した参加が可能であること。」